

加古川市資源物集団回収活動奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、市内の町内会等が行う資源物集団回収活動に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内会等 町内会、老人クラブ、婦人会、PTA、子ども会等の各種団体で、営利を目的としない団体をいう。
- (2) 資源物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号第2条第2項）に規定する一般廃棄物のうち、紙類及び衣類をいう。
- (3) 集団回収 町内会等の構成員が、相互に協力して一定の場所に集積するなどにより資源物を大量に回収することをいう。

(事前届出)

第3条 集団回収を実施しようとする町内会等は、あらかじめ市長に届け出るものとする。

2 前項の規定により市長に届け出ようとする町内会等は、集団回収活動実施届出書（様式第2号）に必要事項を記載し市長に提出しなければならない。ただし、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の4の規定に該当する、ごみステーションを利用して集団回収活動を実施する町内会等は、加古川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和60年規則第27号。以下「規則」という。）第9条の5に定める集団回収活動届出書に、ごみステーションを管理する者の発行するごみステーション利用承諾書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

3 集団回収活動を実施する町内会等は、前項の届出事項を変更しようとするときは、集団回収活動実施変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、前項に規定する、ごみステーションを利用して集団回収活動を実施する町内会等は、規則第9条の5第2項に定める集団回収活動変更届出

書を市長に提出しなければならない。

(奨励金の額)

第4条 資源物1キログラムにつき7円とする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする町内会等（以下「申請団体」という。）

は、資源物集団回収活動奨励金交付請求書兼振替依頼書（様式第1号。以下「請求書兼振替依頼書」という。）に、次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 回収業者が発行する仕切伝票（奨励金申請用）
- (2) 回収重量が確認できるもの
- (3) 買取価格が確認できるもの
- (4) 回収業者からの入金等が確認できるもの

2 前項の申請は、原則として次に掲げる期間に行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 6月1日から6月30日
- (2) 12月1日から12月28日

3 前項に掲げる期間の末日が加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期間の末日とみなす。

4 第2項に掲げる申請期間に対象となる集団回収活動による回収分は、申請のあった日の属する月前1年間における回収分とする。ただし、同一の回収分に係る申請については、1回に限るものとする。

(申請内容の審査)

第6条 市長は、前条により申請があったときは、その申請内容を審査するものとする。

2 市長が必要と認める場合は、申請団体に対して、活動内容及び回収量についての調査を行うこととし、申請団体はそれに協力するものとする。

3 市長は、申請内容に疑義がある場合は奨励金の交付を行わないことができる。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、前条により審査した結果、申請が適正であると判断した場合、奨励金を申請団体が指定する金融機関に口座振替をすることにより交付するものとする。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、申請団体が虚偽の届出又は申請等の不正によって奨励金の交付を受けたときは、奨励金の全部又は一部について返還を求めることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行し、平成9年1月1日以降の集団回収活動による回収分から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の加古川市資源物集団回収運動奨励金交付要綱第4条の規定は、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 11 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の加古川市資源物集団回収運動奨励金交付要綱第 4 条の規定は、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）以後に実施した集団回収に係る奨励金について適用し、施行日前に実施した集団回収に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。